## 「朝霞市 空き家のワンストップ無料相談窓口」のお申し込み方法

空き家のワンストップ無料相談窓口は、事前予約制です。

ご相談は、下記の相談窓口へお申し込みください。

## 相談窓口

空き家の「①管理」、「②売却」、「③賃貸」、「④相続」、「⑤修繕・リフォーム」、 「⑥用途変更」、「⑦解体」、「⑧耐震診断・耐震改修」等に関する相談

電話: 048-468-1717

E-mail: kennan@takuken. or. jp 受付時間:午前10時~午後4時 (水・土・日曜日、祝日、年末年始、

お盆休みを除く)

埼玉県宅地建物取引業協会 県南支部 埼玉県建築士事務所協会 県南支部

電話: 048-461-4507

E-mail: info@uchida-archi.co.jp 受付時間:午前10時~午後4時

(土・日曜日、祝日、年末年始、

お盆休みを除く)

日本空家対策協議会

電話 : 042-453-8000

E-mail: info@kuutaikyo.or.jp 受付時間:午前9時~午後6時

(土・日曜日、祝日、年末年始、

お盆休みを除く)

|お申し込み方法| 電話の場合 …上記の相談したい|相談窓口|に、直接お電話にて予約してください。 メールの場合…上記の相談したい相談窓口のメールに、タイトルを「空き家相談申込」と し、お名前、ご住所、連絡先、相談内容、相談希望日(2つ以上の候補日) を入力して、送信してください。(様式は、任意です。) ※後日、メールもしくは電話にて相談日時をご連絡いたします。

お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

朝霞市役所 開発建築課 住宅政策係 電話:048-423-3854

## 書 込 申

下記の内容を記入して、相談日にご持参ください。(※□は、該当する内容にチェックしてください。)

受 付 日	令和	年	月	目		
相談者				電 話		
氏 名				E-mail		
物件所在地	朝霞市					
相談区分(複数可)	□⑤修繕	□②売 ・リフォー 診断・耐震 他 (	١ ك	□③賃貸 □⑥用途変更	□④相続 □⑦解体 )	
備考						

## 〈相談に関する同意事項〉

- ○当相談については、朝霞市と「朝霞市における空き家等の対策に関する協定 書」により協定を締結している次の協会、朝霞市と「朝霞市における空き家等 の利活用等の相談に関する覚書」により覚書を締結している次の協議会が行う こと。
  - ·公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 県南支部
  - •一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会 県南支部
  - 一般社団法人 日本空家対策協議会
- ○当申込書及び相談内容に関して作成した相談結果等を朝霞市役所(開発建築 課)及び上記の協会、協議会に提供すること。
- ○相談は、原則無料となりますが、詳細な調査や資料作成を要する場合や専門性 の高い法律相談などは、有料となること。(有料となる場合は、別途ご説明して から行います。)
- ※この申し込みにより登録された個人情報や調査結果等の個人情報は、本事業の 目的以外には使用しません。